



西田成希税理士事務所

事務所だより 11月号

向寒の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様の10月はいかがでしたか？私は、とても(?)忙しかったです。10月9日は福知山でソフトテニスの試合。16日は兵庫県選手権大会、と立て続けにソフトテニスの試合がありました。また23日は奈良県・王寺で開催された「裏山活用」のイベントにボランティアで参加してきました(忙しさが微妙ですね…)。



写真家と若手林業家とのコラボで行われたイベントで今年で3回目です。主催している林業家とは林業家の顧問税理士を通じて知り合ったのですが、斜陽産業と言ってもいい林業を「山をどうにかしたい！儲かる林業にしたい！」とチャレンジしている青年です。私もメチャクチャ刺激を受けています。

そんな彼から「22日・23日とウチの山でイベントがあるんですよ」と電話が。「23日空いてるから見に行きますね」と西田。「実は人が足りなくて…」見物に行くはずがボランティア要員に…(・_・;)。

私の担当は、駐車場整備係。隣接する生コンクリート工場の跡地が駐車場となっており、そこで車の誘導です。土曜日の様子を聞くと「混乱もなく暇な時間の方が多かったですよ」とのこと。これなら大丈夫、と安心してしていると、日曜日は大混雑。14時くらいは駐車場待ちの車の列が30台ほどになりました。詰めるだけ詰めて何とかやり繰りしましたが、結構スリリングな展開で冷や汗ものでした。入ってくる車、出ていく車、離合や待ってもらう場所など「行うは難し」ですね。

そんなこんなで何とか1日を終えることができました。今までで一番の人出だったようです。土曜日が約1,600人、日曜日が約3,800人(そりゃ土曜日は暇ですよね…)で主催者も喜んでおられました(逆に来年どうなるか、と焦ってました(・_・;))。

休憩時間に見学しましたが、天川村からは鹿のフライ、鹿コロッケなど天川村ならではの食べ物や草木染の体験、木登り体験、雑貨やアクセサリなどの物販などもあり、賑わっていました。住宅街のそばにある雑木林ですが、活用しようと思えば活用できるんですね。勉強になりました。

では、事務所だより11月号をお送りします。急に寒くなりました。皆様お身体には十分お気を付け下さい。

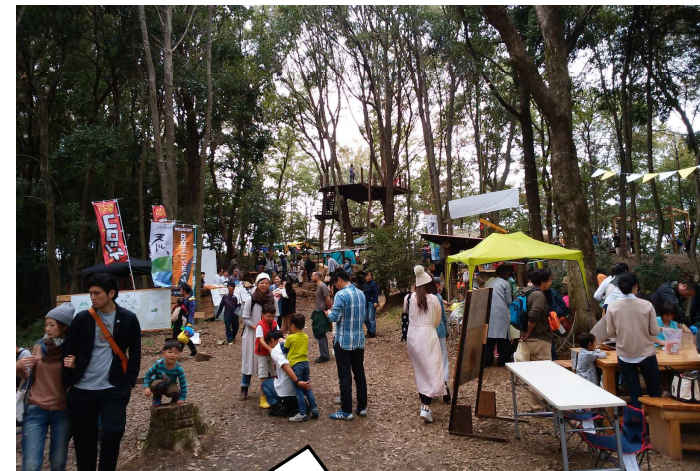


どんぐり型のベレー帽をかぶってボランティア開始です。ちょっと恥ずかしい…(>_<)。



食べ物コーナー。無農薬小麦を使ったパンやカレー、飲み物などが出店されていました。大盛況(?)です。中でも飴細工は、子供たちに大人気。その場でリクエストした動物を作ってくれるので、長蛇の列です。しばらく見ていましたが、怪獣や鳥などができていく様は面白かったです(んっ？怪獣も動物か…)。

働いてます(^^)v。



物販コーナー。



☆ お知らせ (平成28年11月の税務)

期限	項目
11月10日	▶ 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月15日	▶ 所得税の予定納税額の減額申請
11月30日	▶ 9月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	▶ 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	▶ 3月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 >

<input type="checkbox"/>	消費税の年税額が 4,800 万円超の 8 月、9 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(7 月決算法人は 2 ヶ月分) < 消費税・地方消費税 >
<input type="checkbox"/>	特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
<input type="checkbox"/>	個人事業税の納付(第 2 期分)

☆ 株主リストの添付が義務化

◆ 登記悪用の違法行為が後を絶たず

株主総会議事録を偽造して、役員になりすまして役員変更登記をしたり、本人承諾のない取締役就任登記をしたりして、会社財産を処分するなど、法人登記を悪用した犯罪や違法行為が後を絶たないようです。

それで、本年 10 月 1 日からの法人登記に際しては、「株主リスト」の添付が要求されるようになりました。

◆ 商業登記規則等の改正により

株式会社・投資法人・特定目的会社の登記の申請では、

- (1) 登記すべき事項につき株主全員の同意(種類株主全員の同意)を要する場合
- (2) 登記すべき事項につき株主総会の決議(種類株主総会の決議)を要する場合

以上の場合には、株主リストの提出が要件とされました。株主総会決議を省略する場合にも株主リストの添付は必要です。

◆ 株主リストの記載事項

添付する株主リストには、議決権数上位 10 名以上又は議決権割合の合計が 3 分の 2 以上の株主に係る次の事項を記載します。

- ① 株主の氏名又は名称
- ② 住所
- ③ 株式数
- ④ 議決権数
- ⑤ 議決権数割合
- ⑥ 以上に関する代表者の証明

(ただし、全株主同意を要する登記では、⑤は不要です。)

本年 10 月 1 日前の株主総会であっても、その日以降の登記申請では、株主リストの添付が必要です。種類株式発行会社の場合は、上記③は、「種類株式の種類及び数」となります。

◆ 別表(二)を代用できる

法務省のホームページでは、株主リストの書式例・記載例を公表するとともに、企業側の負担を考慮し、同族会社等判定明細書(A)や有価証券報告書の「大株主の状況の欄」(B)などの

既存書類を利用できるとしてしています。(A)というのは、法人税申告書の別表(二)のことです。上記①～⑤の記載が完全で、そこに代表者の証明がなされれば、要件を具備した書面になります。

なお、3 分の 2 以上要件の判定に同族関係者の保有株式の合計が必要ですが、別表(二)は同族グループ毎に付番することになっているので、そのまま判定要件具備のようです。

これから会社関係の登記をされる場合は、ご注意ください。

☆ 印紙の貼り忘れで過怠税 3,000 万円?!

兵庫県警の警察官や職員らを組合員とする金融機関「兵庫県警察信用組合」(神戸市)が、課税文書への収入印紙への貼り忘れで、約 2,900 万円分の印紙税を納めていなかったことが分かりました。その後、印紙税の規定に従い過怠税約 3,100 万円を納めたものの、もし気付くのがさらに遅れていれば、税負担は 9 千万円近くになっていた可能性もあります。

印紙税は、不動産の売買契約書や手形、領収書などの印紙税法で定められた取引文書について、記載金額に応じた額を納めなければならないもの。印紙税額は 5 千万円を超える不動産売買契約書であれば 1 通 6 万円(現在は特例で 3 万円)を超えるため、額の大きい取引を多くこなす企業や団体であれば、印紙税の負担は巨額なものとなります。

同信組は、他の信用組合で同様の納付漏れがあったことから、内部調査をして疑わしいものがあったので税務署に相談したところ、納付漏れを指摘されたとのことでした。

同信組が納付していなかったのは、昨年 11 月までの 3 年間に扱った住宅ローンの申込書にかかる税金。印紙税の規定上、住宅ローン申込書はおおむね非課税ですが、同信組の作成した書類は名称が「申込書」であっても実際には契約成立を意味する文言が盛り込まれていたため、課税文書に当たる実質上の契約書と認定されました。

印紙税の納付漏れにかかる過怠税は、納付していなかった税額の 1.1 倍です。そのため信組は、不納付 2,900 万円の 1.1 倍に当たる約 3,100 万円を納めました。1.1 倍というのは、あくまで調査を受ける前に自発的に納付漏れに気付いて納めたときの話で、税務署などの調査によって発覚したケースだと、過怠税はなんと当初の税額の 3 倍になります。もし課税当局の指摘によって初めて気付いていた場合、同信組が納めなければならない税額は 2,900 万円の 3 倍に当たる 8,700 万円となっていたわけです。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488